

2019年8月30日

国立大学法人東京医科歯科大学長

吉 澤 靖 之

東京医科歯科大学駿河台地区土地活用事業に係る
優先交渉権者の決定について

2019年4月15日付けで公告した「東京医科歯科大学駿河台地区土地活用事業」に係る企画公募について、多数の提案書の提出があり、提案書及びプレゼンテーション等を厳正に審査した結果、下記のとおり優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定いたしましたので、お知らせします。

記

1. 優先交渉権者及び次順位交渉権者

(1) 優先交渉権者

三菱地所株式会社

(2) 次順位交渉権者

住友商事株式会社

2. 優先交渉権者の決定理由

優先交渉権者の提案はオフィスビルの開発・運営であり、内容評価において高く評価され、価格評価の結果を合計した総合評価において、最高得点となった。

以上